

平成24年12月  
警 察 庁

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う差止請求関係業務を行う都道府県暴力追放運動推進センターの認定の申請に対する審査基準」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成24年10月22日から同年11月21日までの間、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う差止請求関係業務を行う都道府県暴力追放運動推進センターの認定の申請に対する審査基準」に対する意見の募集を行ったところ、2件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した審査基準の題名

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う差止請求関係業務を行う都道府県暴力追放運動推進センターの認定の申請に対する審査基準

2 審査基準の案を公示した日

平成24年10月22日

3 御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理又は要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理又は要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の審査基準の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 2件

（内訳）

電子メール 2件

F A X 0件

郵 送 0件

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う差止請求関係業務を行う都道府県暴力追放運動推進センターの認定の申請に対する審査基準」に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

今回の審査基準の内容について、

法第32条の5第4項及び同条第5項が法律上の認定の要件であると解されることから、審査基準に法第32条の5第4項及び同条第5項の内容を盛り込むべき

といった御意見がありました。

法第32条の5第4項については、同項のほか、暴力追放運動推進センターに関する規則第15条の2により業務規程の記載事項について明確に規定されております。また、法第32条の5第5項については、欠格事由の要件について同項により明確に規定されております。

法令の規定により申請に対する審査の基準が明確であるものについては、改めて審査基準に盛り込む必要はないとされていることから、今回の審査基準に法第32条の5第4項及び同条第5項の内容は盛り込まないこととしました。

